

「家族の日」「家族の週間」実施要綱

令和元年5月13日
内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、子供を大切にし、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要がある。

このため、「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）等に基づき、平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」とし、さらに、その前後1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に再認識されるよう呼び掛けってきたところである。

また、平成27年3月20日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」においても、「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現」に向け、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図ることとされている。

これらを踏まえ、毎年度、地方公共団体、関係団体等と幅広く連携・協力し、行事の開催や啓発の実施などの取組を行うこととする。

2 実施時期

毎年度の「家族の日」及び「家族の週間」を次のとおり定める。ただし、地方公共団体、関係団体等、各々の実施主体が実施する事業は、それぞれ適切な時期に行う。

(1) 家族の日

毎年11月の第3日曜日

(2) 家族の週間

毎年11月の第2日曜日から第4日曜日の前日まで（家族の日の前後1週間）

3 実施体制

総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁と連携を図りつつ、内閣府において事業を実施する。また、地方公共団体及び関係団体等に対しても連携・協力を呼び掛ける。

4 主な実施事項

(1) 大会の開催

地方公共団体等の協力を得て、「家族の日」に合わせて、家族や地域の大切さ等について呼びかけるための全国大会を開催する。

(2) 表彰の実施

家族や地域の大切さ等に関する作品を募集し、優秀作品について表彰を行う。

(3) 関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力

関係省庁、地方公共団体及び関係団体等に対し、地方公共団体の「家庭の日」など各主体が実施する事業等を通じて、本事業と積極的な連携・協力を図るよう呼び掛ける。

5 その他

- (1) より効果的に事業を実施する観点から、必要に応じ連絡の場を設けるなど、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、「家族の日」「家族の週間」に関し必要な事項は、内閣府子ども・子育て本部統括官が定めるものとする。